

2025年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試B日程 試験問題

公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め3枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配付されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

〇市は、一定の表現活動をヘイトスピーチと定義した上で、これに該当する表現活動のうち〇市の区域内で行われたもの等について、市長が当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置等（※）をとるものとする内容の「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の制定を検討している。

この条例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

※拡散防止措置については、市長は、看板、掲示物等の撤去要請や、インターネット上の表現についての削除要請等を行うことができると解されるものの、当該要請等に応じないものに対する制裁はなく、認識等公表についても、表現活動をしたものの氏名又は名称を特定するための法的強制力を伴う手段は存在しない。

【資料】

〇市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、ヘイトスピーチが個人の尊厳を害し差別の意識を生じさせるおそれがあることに鑑み、ヘイトスピーチに対処するため本市がとる措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ヘイトスピーチ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する表現活動をいう。

（1）次のいずれかを目的として行われるものであること（ウについては、当該目的が明らかに認められるものであること）

ア 人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）を社会から排除すること

イ 特定人等の権利又は自由を制限すること

ウ 特定人等に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおること

（2）表現の内容又は表現活動の態様が次のいずれかに該当すること

ア 特定人等を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものであること

イ 特定人等（当該特定人等が集団であるときは、当該集団に属する個人の相当数）に脅威を感じさせるものであること

（3）不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われるものであること

2～4 （略）

第3条～第4条 (略)

(拡散防止の措置及び認識等の公表)

第5条 市長は、次に掲げる表現活動がヘイトスピーチに該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置をとるとともに、当該表現活動がヘイトスピーチに該当する旨、表現の内容の概要及びその拡散を防止するためにとった措置並びに当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表するものとする。ただし、当該表現活動を行ったものの氏名又は名称については、これを公表することにより第1条の目的を阻害すると認められるとき、当該表現活動を行ったものの所在が判明しないときその他特別の理由があると認めるときは、公表しないことができる。

(1) 本市の区域内で行われた表現活動

(2) 本市の区域外で行われた表現活動(本市の区域内で行われたかどうか明らかでない表現活動を含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が市民等に関するものであると明らかに認められる表現活動

イ アに掲げる表現活動以外の表現活動で本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの

2～6 (略)

第6条～第12条 (略)

《公法系問題 以上》

【出題趣旨】

本問は、いわゆるヘイトスピーチ規制条例の憲法適合性を問うことにより、表現の自由（憲法21条1項）について、関連判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを趣旨とするものである。

具体的には、ヘイトスピーチであっても表現の自由の内容の一つとして保障されるのか、ヘイトスピーチが表現の自由の保障下にあるとして、本件条例が表現の自由を侵害し、憲法21条1項に反するかという問題を提起して、表現の自由の意義及び優越的地位、表現内容規制と表現内容中立規制の二分論など、表現の自由に対する制約の憲法適合性判断に係る解釈論を踏まえて、関連判例（最判令和4年2月15日民集76巻2号190頁）の正確な理解に基づき、ヘイトスピーチ規制条例の憲法適合性判断のあり方として、いかなる審査基準が妥当するかなどの点を検討して、適切な合憲性判断枠組みを設定し、本件条例の憲法適合性を判断することが求められる。